



余寒の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第34回土地区画整理審議会の報告等についてお知らせいたします。



## 第34回土地区画整理審議会の報告

- 日時 平成31年1月24日(木)  
午後4時00分から午後4時50分まで
- 場所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室
- 内容 (1) 平成30年度工事の進捗状況について  
(2) 使用収益開始について(報告)  
(3) 仮換地指定について(報告)

■出席者 委員7名、事務局6名

■傍聴者 8名

※議題(3) 仮換地指定については、個人情報に関することについて取り扱うため、審議会の議決により非公開となりました。

## 審議会の内容

### (1) 平成30年度工事の進捗状況について

平成30年度工事について、別紙資料(裏面参照)をもとに、道路築造や宅地造成・上下水道・ガスなどの整備状況の説明を行いました。

### (2) 使用収益開始について【報告】

使用収益を開始した仮換地について、前回の報告(第33回審議会)以降、新たに開始となった仮換地がありましたので報告しました。

使用収益開始状況				
	画地数 (画地)	権利者数 (人)	開始地積 (㎡)	開始率 (開始地積/仮換地指定面積)
前回報告した宅地 (第33回審議会)	44	22	9,962.07	13.46% (平成30年5月16日時点)
新たに使用収益開始と なった宅地	8	6	2,665.69	2.72%
計	52	28	12,627.76	17.06% (平成31年1月24日現在)

※ 使用収益の開始とは、仮換地が使用できる状態のことをいい、仮換地での建築等が可能となります。

### (3) 仮換地指定について【報告】

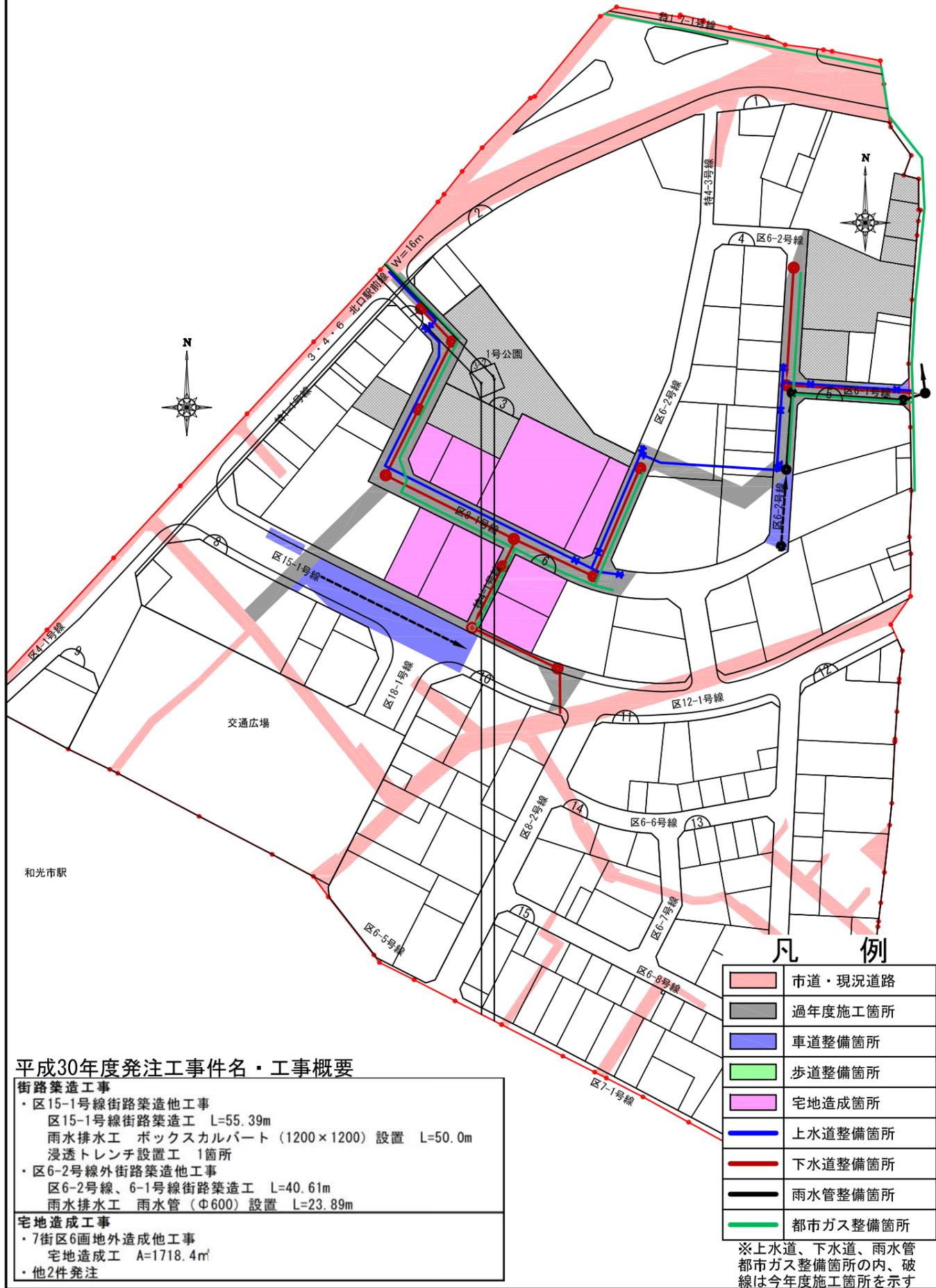
仮換地指定の軽微な変更1件について報告をしました。  
今回の仮換地指定の変更は、仮換地指定されている土地の従前地の分筆による変更で、他の権利者に影響を及ぼさず、換地の実質を変更しないため、軽微変更として施行者限りで処理したことについて、審議会へ報告したものです。

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0111 和光市新倉1丁目5番55号  
「駅北口土地区画整理事業事務所」  
TEL: 048-450-1602 FAX: 048-450-1603  
mail: e0500@city.wako.lg.jp



# 地区西側工事 S=1:1000 (A3)



## 平成30年度発注工事件名・工事概要

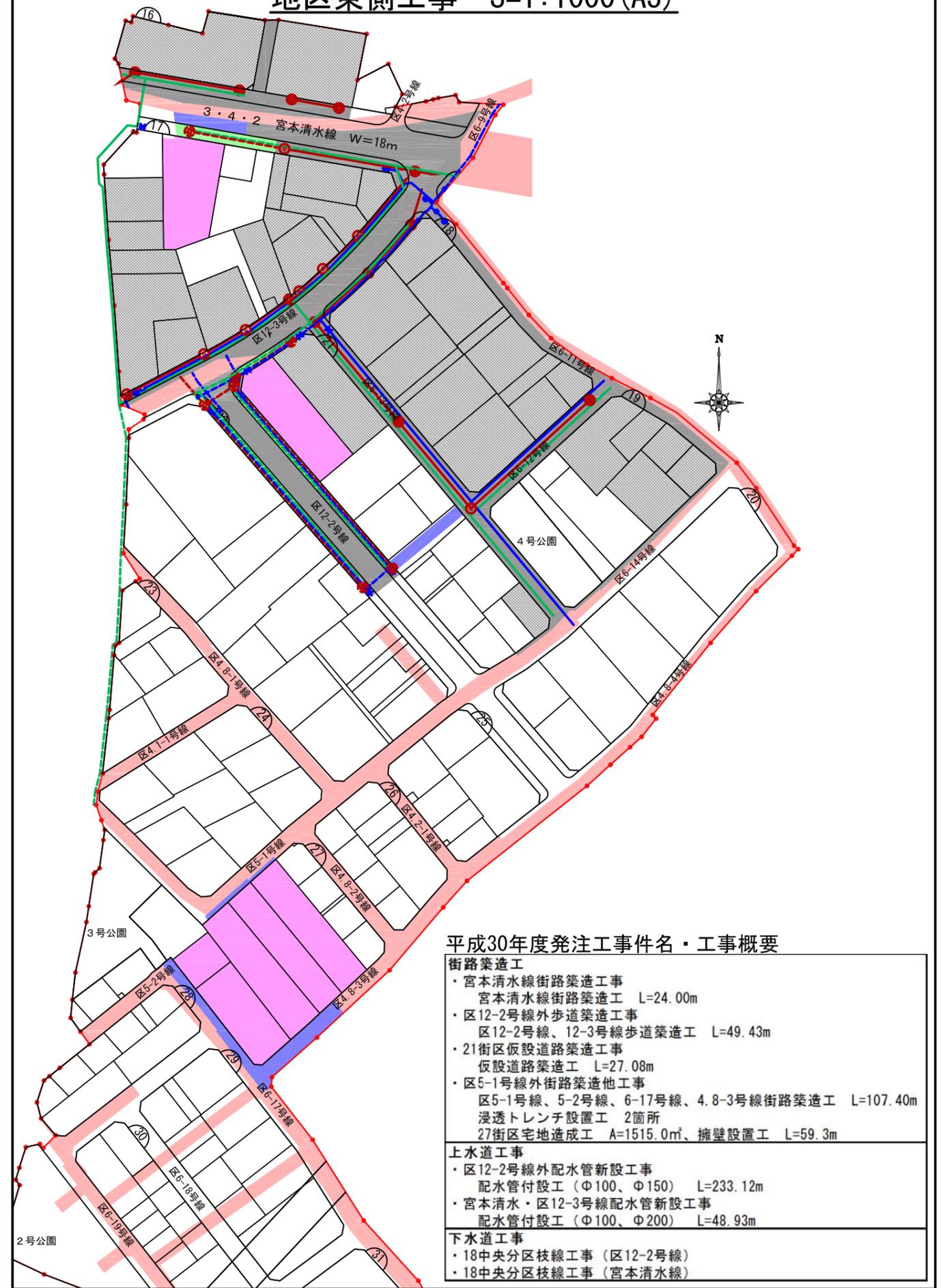
- 街路築造工事**
- 区15-1号線街路築造他工事
    - 区15-1号線街路築造工 L=55.39m
    - 雨水排水工 ボックスカルバート (1200×1200) 設置 L=50.0m
    - 浸透トレンチ設置工 1箇所
  - 区6-2号線外街路築造他工事
    - 区6-2号線、6-1号線街路築造工 L=40.61m
    - 雨水排水工 雨水管 (Φ600) 設置 L=23.89m
- 宅地造成工事**
- 7街区6画地外造成他工事
    - 宅地造成工 A=1718.4㎡
  - 他2件発注

**凡 例**

	市道・現況道路
	過年度施工箇所
	車道整備箇所
	歩道整備箇所
	宅地造成箇所
	上水道整備箇所
	下水道整備箇所
	雨水管整備箇所
	都市ガス整備箇所

※上水道、下水道、雨水管  
都市ガス整備箇所の内、破  
線は今年度施工箇所を示す

# 地区東側工事 S=1:1000 (A3)



## 平成30年度発注工事件名・工事概要

- 街路築造工事**
- 宮本清水線街路築造工事
    - 宮本清水線街路築造工 L=24.00m
  - 区12-2号線外歩道築造工事
    - 区12-2号線、12-3号線歩道築造工 L=49.43m
  - 21街区仮設道路築造工事
    - 仮設道路築造工 L=27.08m
  - 区5-1号線外街路築造他工事
    - 区5-1号線、5-2号線、6-17号線、4.8-3号線街路築造工 L=107.40m
    - 浸透トレンチ設置工 2箇所
    - 27街区宅地造成工 A=1515.0㎡、擁壁設置工 L=59.3m
- 上水道工事**
- 区12-2号線外配水管新設工事
    - 配水管付設工 (Φ100、Φ150) L=233.12m
  - 宮本清水・区12-3号線配水管新設工事
    - 配水管付設工 (Φ100、Φ200) L=48.93m
- 下水道工事**
- 18中央分枝線工事 (区12-2号線)
  - 18中央分枝線工事 (宮本清水線)

## 工事測量や補償調査を実施しています

施行地区内では、道路や宅地等の整備を進めるため、工事実施に必要な道路の測量、移転補償のための測量や調査などを委託業務により随時実施しています。

これらの測量や調査において、宅地内への立ち入りが必要な場合、若しくは、権利者の皆様の所有物を測量範囲とする場合は、事前に土地や建物所有者の承諾を得て実施しています。

なお、受託業者には、施行者が身分証明書を発行し、携行しておりますので、お気づきの点があれば、その場で測量等についてご説明いたします。また、ご不明な点があれば恐縮ですが下記の和光市駅北口土地区画整理事業事務所までご連絡をお願い申し上げます。

今後とも、地区内の様々な箇所で測量や調査を実施しますが、事業推進へのご理解、ご協力をお願いいたします。

## 建て替えや新築などをお考えの場合は事前に相談をお願いします

施行地区内において、家の新築や増改築、ブロック塀などの工作物の新設、駐車場の新設等を行う場合は、市長の許可が必要となりますので、事前にご相談ください。

仮換地先の工事が行われていない土地について、上記の行為が工事等の支障となった場合、**移転補償の対象外や除却**となる場合がありますので、ご注意ください。

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0111 和光市下新倉1丁目5番55号

「駅北口土地区画整理事業事務所」

TEL：048-450-1602 FAX：048-450-1603

mail：e0500@city.wako.lg.jp

